

平成29年度 支部長研究会

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容									
			10:50	11:00	12:00	13:00	14:20	14:30	16:20	16:30	17:30	
	23	火	所長挨拶	講演 「支部長の司法行政」 最高裁事務総長 今崎 幸彦		説明と意見交換 「支部の危機管理」 情報政策課参事官 橋爪 信 総務局参事官 福家 康史		説明と意見交換 「組織課題と支部運営」 総務局第一課長 清藤 健一 人事局総務課長 和波 宏典		説明と意見交換 「支部の経理」 経理局参事官 香村 直樹		
	24	水				裁判所職員総合研修所と合同実施 (司法研修所別館で実施)						
5			9:50	11:50	12:00	12:30	13:30					17:30
			講演と演習 「マネジメントの基礎理論」 [REDACTED]		共同研究 冒頭説明 「裁判所の組織」 司研教官	共同研究 「支部運営における本庁との連携について」 (班別討議 → 全体討議)						※
	25	木	10:00	11:30	12:30				16:00	16:10	16:50	
			講演 「人権擁護について」 法務省人権擁護局長 萩本 修		共同研究 「平素の支部運営について」 東京地裁部総括判事 永渕 健一 長野地裁松本支部長判事 松山 昇平 那覇地裁名護支部判事 岩崎 雄亮 司研教官(司会) 杜下 弘記		研修のまとめ 司研教官					

※合同懇談会を予定

平成29年度 支部長研究会

日程表兼研究会場等一覧

月	日	曜	実施内容										
			10:50	11:00	12:00	13:00	14:20	14:30	16:20	16:30	17:30		
	23	火	所長挨拶	講演 「支部長の司法行政」 最高裁事務総長 今崎幸彦	説明と意見交換 「支部の危機管理」 情報政策課参事官 橋爪信 総務局参事官 福家康史		説明と意見交換 「組織課題と支部運営」 総務局第一課長 清藤健一 人事局総務課長 和波宏典		説明と意見交換 「支部の経理」 経理局総務課長 一場康宏				
			【3階 第2研究室】										
5	24	水		裁判所職員総合研修所と合同実施 (司法研修所別館で実施)									
			9:50	11:50	12:00	12:30	13:30						17:30
			講演と演習 「マネジメントの基礎理論」	共同研究 冒頭説明 「裁判所の組織」 司研教官	共同研究 「支部運営における本庁との連携について」 (班別討議 → 全体討議)								※
			【3階 大研究室】										
			10:00	11:30	12:30				16:00	16:10	16:50		
	25	木	講演 「人権擁護について」 法務省人権擁護局長 萩本修	共同研究 「平素の支部運営について」 東京地裁部総括判事 永渕健一 長野地裁松本支部長判事 松山昇平 那覇地裁名護支部判事 岩崎雄亮 司研教官(司会) 杜下弘記	研修のまとめ 司研教官								
			【3階 第2研究室】										
			【4階 第8演習室】										

※合同懇談会を予定 (18:00~19:20) 【1階 多目的室】

平成29年度支部長研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	執務庁	氏名	備考
東京	千葉地家裁一宮支	高原 大輔	子
	水戸地家裁日立支	神田 温子	子
	水戸地家裁龍ヶ崎支	國分 晴子	尋
	水戸地家裁麻生支	相澤 千れい	子
	前橋地家裁太田支	作原 博子	士
	静岡地家裁掛川支	城博 博	吾
	甲府地家裁都留支	伴大 慎	海
	長野地家裁上田支	藤仁 憲	一
	新潟地家裁高田支	石原 介	司
大阪	神戸地家裁伊丹支	大島 明	二
	神戸地家裁社支	仁崇 介	明
	大津地家裁彦根支	入江 寛	介
	和歌山地家裁新宮支	小河 博	み
名古屋	津地家裁伊賀支	伊藤 貴	行
	津地家裁伊勢支	細川 康	明
	岐阜地家裁大垣支	宮尚 お	郎
	金沢地家裁小松支	下谷 浩	也
	金沢地家裁七尾支	藤野 浩	敦
	富山地家裁高岡支	遠俊 治	之
広島	広島地家裁尾道支	秋信 敏	一
	広島地家裁三次支	齊山 介	紀
	山口地家裁周南支	藤口 順	臣
福岡	福岡地家裁直方支	向井 敬	雄
	福岡地家裁柳川支	坂池 隆	子
	佐賀地家裁武雄支	和宮 聰	一
	佐賀地家裁唐津支	古賀 將	薰
	長崎地家裁大村支	川賀 秀	悠
	長崎地家裁島原支	林廣 夫	夫
	長崎地家裁平戸支	井間 添	洋
	大分地家裁中津支	澤數 錦	
	熊本地家裁山鹿支	竹田 崇	
	熊本地家裁阿蘇支	間隆 太郎	
	熊本地家裁八代支	木添 崇	
	鹿児島地家裁加治木支	田脇 明	
	那覇地家裁石垣支	之關 隆	

高裁管内	執務府	氏名	備考
仙台	秋田地家裁大館支	徳井 真	
	秋田地家裁大曲支	後藤 英時郎	
	青森地家裁五所川原支	館洋一郎	
札幌	函館地家裁江差支	布施士雄	
	旭川地家裁留萌支	田岡征平	
	旭川地家裁稚内支	濱岡恭平	
	釧路地家裁網走支	渡賀昭一	
	釧路地家裁根室支	木貫太子	
	高松地家裁丸亀支	三上乃理子	
高松	徳島地家裁阿南支	加藤貴成	
	高知地家裁須崎支	手塚隆美	
	高知地家裁安芸支	北村憲一	
	松山地家裁大洲支	佐々木久隆	
	松山地家裁西条支	田中一	

合計 49 人

(別紙第2)

平成29年度管理者研究会(支部運営) 参加者名簿

名簿番号	所属庁	官職	氏名
1	横浜地裁	民次席書記事官	植松明夫
2	横浜家裁	次家裁調査席官	佐藤潔
3	さいたま家裁	少次席書記年官	白倉純一
4	千葉家裁	次家裁調査席官	宮崎聰
5	水戸地裁	民次席書記事官	高瀬美喜男
6	水戸家裁	次家裁調査席官	河西滋
7	宇都宮地裁	民次席書記事官	岡崎格
8	宇都宮家裁	次家裁調査席官	宮崎浩幸
9	前橋地裁	事務局次長	宮澤康弘
10	静岡地裁	事務局次長	青柳年泰
11	静岡家裁	次家裁調査席官	佐藤和英
12	長野家裁	事務局次長	大沼剛
13	新潟地裁	民次席書記事官	藍木陽一
14	新潟家裁	事務局次長	田崎徳行
15	大阪地裁	民次席書記事官	西森公治
16	京都地裁	刑次席書記事官	加瀬大介
17	神戸地裁	民次席書記事官	山本政子
18	神戸家裁	次家裁調査席官	立岡佳子
19	奈良地裁	事務局次長	藤本昌彦
20	和歌山地裁	事務局次長	安達正広
21	名古屋家裁	次家裁調査席官	北林悟
22	岐阜地裁	刑次席書記事官	豊吉健
23	福井家裁	次家裁調査席官	白崎彰悟

名簿番号	所属庁	官職	氏名
24	金沢地裁	事務局次長	橋本昌也
25	広島地裁	事務局次長	清家和人
26	岡山地裁	民次席書記事官	矢原洋二
27	岡山家裁	次家裁調査席官	森拓二郎
28	福岡地裁	民次席書記事官	高尾光浩
29	長崎家裁	次家裁調査席官	柿澤秀樹
30	大分家裁	事務局次長	福田興児
31	熊本地裁	刑次席書記事官	後藤浩文
32	鹿児島地裁	事務局次長	小中野浩
33	那覇家裁	次家裁調査席官	有留茂巳
34	福島家裁	次家裁調査席官	松山富晴
35	福島家裁	次席書記官	鈴木靖
36	福島家裁	事務局次長	平泉信次
37	盛岡家裁	次家裁調査席官	板橋毅
38	青森地裁	事務局次長	秋元学
39	札幌地裁	事務局次長	丸山又生
40	札幌家裁	次家裁調査席官	飯野治彦
41	札幌家裁	家次席書記事官	平野裕章
42	釧路地裁	事務局次長	山田和彦
43	徳島地裁	民次席書記事官	阪上俊雄
44	高知地裁	事務局次長	中條一郎
45	高知家裁	次家裁調査席官	矢野英男

平成29年度支部長研究会
平成29年度管理者研究会(支部運営)

(班別名簿)

講演と演習「マネジメントの基礎理論」
共同研究「冒頭説明「裁判所の組織」」
共同研究「支部運営における本庁との連携について」
[5月24日(水) 9:50~17:30]

【1班】第1演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
前橋地家裁 太田支	裁判官	作原れい子
神戸地家裁 伊丹支	裁判官	原 司
富山地家裁 高岡支	裁判官	遠藤俊郎
佐賀地家裁 武雄支	裁判官	池田聰介
さいたま家裁	少 年 次席書記官	白倉純一
大阪地裁	民 事 次席書記官	西森公治
名古屋家裁	次 席 家裁調査官	北林悟
札幌地裁	事務局次長	丸山又生

【2班】第1演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
水戸地家裁 龍ヶ崎支	裁判官	國分晴子
広島地家裁 尾道支	裁判官	秋信治也
熊本地家裁 八代支	裁判官	竹添明夫
高松地家裁 丸亀支	裁判官	三上乃理子
横浜地裁	民 事 次席書記官	植松明夫
千葉家裁	次 席 家裁調査官	宮崎聰
神戸家裁	次 席 家裁調査官	立岡佳子
金沢地裁	事務局次長	橋本昌也

【3班】第1演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
岐阜地家裁 大垣支	裁判官	細野なおみ
山口地家裁 周南支	裁判官	山口格之
大分地家裁 中津支	裁判官	澤井真一
松山地家裁 西条支	裁判官	田中一隆
水戸家裁	次 席 家裁調査官	河西滋
神戸地裁	民 事 次席書記官	山本政子
広島地裁	事務局次長	清家和人

【4班】第2演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
長野地家裁 上田支	裁判官	仁藤佳海
新潟地家裁 高田支	裁判官	石田憲一
大津地家裁 彦根支	裁判官	入江克明
秋田地家裁 大館支	裁判官	徳井真
横浜家裁	次 席 家裁調査官	佐藤潔
京都地裁	刑 事 次席書記官	加瀬大介
福岡地裁	民 事 次席書記官	高尾光浩
福島家裁	事務局次長	平泉信次

【5班】第2演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
甲府地家裁 都留支	裁判官	大伴慎吾
津地家裁 伊勢支	裁判官	伊藤康博
佐賀地家裁 唐津支	裁判官	和田将紀
秋田地家裁 大曲支	裁判官	後藤英時郎
宇都宮地裁	民 事 次席書記官	岡崎格
和歌山地裁	事務局次長	安達正広
岡山家裁	次 席 家裁調査官	森拓二郎
札幌家裁	次 席 家裁調査官	飯野治彦

【6班】第2演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
和歌山地家裁 新宮支	裁判官	小野啓介
金沢地家裁 七尾支	裁判官	熊谷浩明
広島地家裁 三次支	裁判官	齊藤敦
那覇地家裁 石垣支	裁判官	關隆太郎
水戸地裁	民 事 次席書記官	高瀬美喜男
前橋地裁	事務局次長	宮澤康弘
大分家裁	事務局次長	福田興児
福島家裁	次 席 家裁調査官	松山富晴

【7班】第3演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
千葉地家裁 一宮支	裁 判 官	高 原 大 輔
福岡地家裁 柳川支	裁 判 官	坂 本 隆 一
長崎地家裁 大村支	裁 判 官	宮 川 広 臣
松山地家裁 大洲支	裁 判 官	佐々木 隆 憲
宇都宮家裁	次席 家裁調査官	宮 崎 浩 幸
奈良地裁	事務局次長	藤 本 昌 彦
那覇家裁	次席 家裁調査官	有 留 茂 巳
札幌家裁	家裁 次席書記官	平 野 裕 章

【8班】第3演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
水戸地家裁 麻生支	裁 判 官	相 澤 千 尋
神戸地家裁 社支	裁 判 官	崇 島 誠 二
金沢地家裁 小松支	裁 判 官	宮 下 尚 行
長崎地家裁 原島支	裁 判 官	古 賀 秀 雄
新潟家裁	事務局次長	田 崎 德 行
福井家裁	次席 家裁調査官	白 崎 彰 悟
熊本地裁	刑 事 次席書記官	後 藤 浩 文
高知地裁	事務局次長	中 條 一 郎

【9班】第3演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
水戸地家裁 日立支	裁 判 官	神 田 温 子
津地家裁 伊賀支	裁 判 官	小 川 貴 寛
福岡地家裁 直方支	裁 判 官	向 井 敬 二
鹿児島地家裁 加治木支	裁 判 官	田 之 脇 崇 洋
新潟地裁	民 事 次席書記官	藍 木 陽 一
岐阜地裁	刑 事 次席書記官	豊 吉 健
長崎地家裁	次席 家裁調査官	柿 澤 秀 樹
釧路地裁	事務局次長	山 田 和 彦

【10班】第4演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
長崎地家裁 平戸支	裁 判 官	小 林 麻 子
青森地家裁 五所川原支	裁 判 官	館 洋 一 郎
旭川地家裁 稚内支	裁 判 官	濱 岡 恒 平
徳島地家裁 阿南支	裁 判 官	加 藤 貴
静岡地裁	事務局次長	青 柳 年 泰
福島地裁	次席書記官	鈴 木 靖
高知地裁	次席 家裁調査官	矢 野 英 男

【11班】第4演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
静岡地家裁 掛川支	裁 判 官	新城 博 士
熊本地家裁 山鹿支	裁 判 官	數 間 黎
旭川地家裁 留萌支	裁 判 官	田 岡 薫 征
釧路地家裁 網走支	裁 判 官	渡 貢 昭 太
高知地家裁 安芸支	裁 判 官	北 村 久 美
長野地裁	事務局次長	大 沼 剛
岡山地裁	民 事 次席書記官	矢 原 洋 二
盛岡地裁	次席 家裁調査官	板 橋 肇

【12班】第4演習室

所属 庁 等	官 職	氏 名
熊本地家裁 阿蘇支	裁 判 官	鈴 木 悠
函館地家裁 江差支	裁 判 官	布 施 雄 士
釧路地家裁 根室支	裁 判 官	鈴 木 一 子
高知地家裁 須崎支	裁 判 官	手 塚 隆 成
静岡地裁	次席 家裁調査官	佐 藤 和 英
鹿児島地裁	事務局次長	小 中 野 浩
青森地裁	事務局次長	秋 元 学
徳島地裁	民 事 次席書記官	阪 上 俊 雄

平成29年度支部長研究会

(班別名簿)

共同研究「平素の支部運営について」

研修のまとめ

[5月25日(木) 12:30~16:50]

【A班】

執務庁	官職	氏名
水戸地家裁 龍ヶ崎支	裁判官	國分 晴子
前橋地家裁 太田支	裁判官	作原 れい子
長野地家裁 上田支	裁判官	仁藤 佳海
新潟地家裁 高田支	裁判官	石田 憲一
神戸地家裁 伊丹支	裁判官	原 司
大津地家裁 彦根支	裁判官	入江 克明

【B班】

執務庁	官職	氏名
津地家裁 伊勢支	裁判官	伊藤 康博
岐阜地家裁 大垣支	裁判官	細野 なおみ
富山地家裁 高岡支	裁判官	遠藤 俊郎
秋田地家裁 大館支	裁判官	徳井 真
高松地家裁 丸亀支	裁判官	三上 乃理子
松山地家裁 西条支	裁判官	田中 一隆

【C班】

執務庁	官職	氏名
広島地家裁 尾道支	裁判官	秋信治也
山口地家裁 周南支	裁判官	山口 格之
佐賀地家裁 武雄支	裁判官	池田 聰介
佐賀地家裁 唐津支	裁判官	和田 将紀
大分地家裁 中津支	裁判官	澤井 真一
熊本地家裁 八代支	裁判官	竹添 明夫

【D班】

執務庁	官職	氏名
千葉地家裁 一宮支	裁判官	高原 大輔
水戸地家裁 日立支	裁判官	神田 温子
水戸地家裁 麻生支	裁判官	相澤 千尋
甲府地家裁 都留支	裁判官	大伴 慎吾
神戸地家裁 社支	裁判官	崇島 誠二
和歌山地家裁 新宮支	裁判官	小野 啓介

【E班】

執務庁	官職	氏名
津地家裁 伊賀支	裁判官	小川 貴寛
金沢地家裁 小松支	裁判官	宮下 尚行
金沢地家裁 七尾支	裁判官	熊谷 浩明
広島地家裁 三次支	裁判官	齊藤 敏
秋田地家裁 大曲支	裁判官	後藤 英時郎
松山地家裁 大洲支	裁判官	佐々木 隆憲

【F班】

執務庁	官職	氏名
福岡地方裁 直支	裁判官	向井 敬二
福岡地家裁 柳川支	裁判官	坂本 隆一
長崎地家裁 大村支	裁判官	宮川 広臣
長崎地家裁 島原支	裁判官	古賀 秀雄
鹿児島地家裁 加治木支	裁判官	田之脇 崇洋
那覇地家裁 石垣支	裁判官	關 隆太郎

【G班】

執務庁	官職	氏名
静岡地家裁 掛川支	裁判官	新城 博士
長崎地家裁 平戸支	裁判官	小林 麻子
熊本地家裁 鹿児支	裁判官	數間 薫
熊本地家裁 阿蘇支	裁判官	鈴木 悠
徳島地家裁 阿南支	裁判官	加藤 貴
高知地家裁 須崎支	裁判官	手塚 隆成
高知地家裁 安芸支	裁判官	北村 久美

【H班】

執務庁	官職	氏名
青森地家裁 五所川原支	裁判官	館 洋一郎
函館地家裁 江差支	裁判官	布施 雄士
旭川地家裁 留萌支	裁判官	田岡 薫征
旭川地家裁 稚内支	裁判官	濱岡 恭平
釧路地家裁 網走支	裁判官	渡賀 昭太
釧路地家裁 根室支	裁判官	鈴木 一子

平成29年度支部長研究会

平成29年度管理者研究会(支部運営)

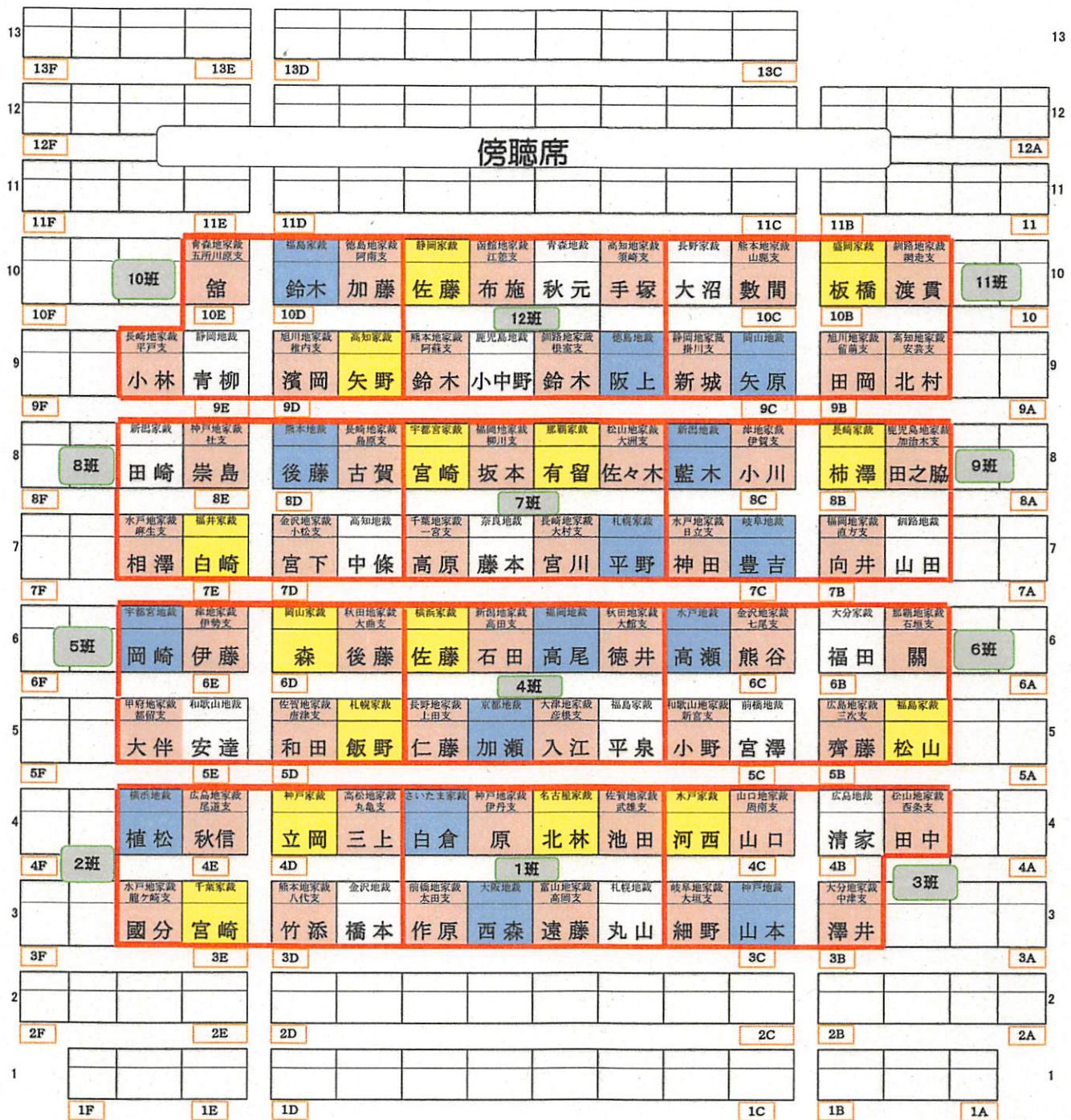
裁判官 事務局次長 書記官 調査官

大研究室席図

【5月24日(水) 9:50~12:30】
【5月24日(水)16:35~17:30】

出入口

出入口



裁判所の組織

裁判所組織の特徴

- 裁判(官)の独立(憲法76条3項)

→司法行政上の監督権の裁判への影響を排除
(裁判所法81条)

憲法上の要請を踏まえた組織運営が求められる。

司法行政作用

- 裁判作用を支える行政作用
 - ①人的・物的資源の確保と円滑な運用
総務・人事・会計機能
 - ②執務の質の確保・向上
指導監督・人材育成機能

司法行政作用

- ①裁判作用に直接的な影響を与えない総務・人事・会計
→上司の指揮監督権を通じて事務の適正と能率を確保
- ②裁判作用と接点を有する訟廷事務・裁判部の業務
→裁判の独立への配慮と質の確保・向上を両立
※訟廷事務は個別の裁判との接点は少なく、事務局の事務と類似

裁判部における司法行政

- 首席書記官(大法廷首席書記官等に関する規則3条4項)
訟廷事務をつかさどる
一般執務を指導監督する
- 首席家裁調査官(首席家裁調査官等に関する規則1条3項)
一般執務と調査事務の指導監督
関係行政機関等との連絡調整

総括という権限

所長(裁判所法29条2項, 31条の5)
支部長(下級規3条2項)
部総括(下級規4条4項)
→共通の権限としての「総括」

「総括」とは何か

総括とは

- 事務を担当する複数の機関の存在
 本庁：裁判官会議、事務局、訟廷、裁判部
 支部：庶務課、（訟廷、）裁判部
 部：裁判官、書記官、事務官等
- 独自の指揮監督権はなく、複数の機関のとりまとめの機能

総括とは

総括のためにすべきこと

- ①組織（内の各機関）の全体状況把握（実情把握）
- ②組織内の各機関の調整・助成（とりまとめ）

→組織としての機能を十分に發揮

→全体状況把握を前提に他の部署や機関と連携

裁判所の組織(支部編)

前提となる理解(支部の構造)

- ・ 地家裁支部の設置(裁判所法31条1項, 31条の5)
- ・ 一人支部長と支部長発令(下級規3条1項)
- ・ 司法行政事務の委任(下級規20条1項, 法秩職員規則2条2項)
- ・ 庶務課の設置(下級規24条2項)
→庶務課長の上司は本庁の事務局長(下級規24条8項)
- ・ 書記官・速記官の部への配置(同10条の2第1項), みなし部の定め(同10条の2第2項)
- ・ 部等への主任書記官の設置(大法廷首席書記官等に関する規則5条1項, 2項)
- ・ 主任書記官による書記官の一般執務の指導監督(同5条3項)
- ・ 主任家裁調査官の配置は裁判所又は支部(首席家庭裁判所調査官等に関する規則4条1項)
- ・ 「組」という組織の存在(同4条2項)
- ・ 主任家裁調査官による組に属する家裁調査官等に対する一般執務・調査事務の指導監督(同4条3項)

支部長の総括機能

- 実情把握

①各機関(庶務課, 訟廷, 裁判部)のそれぞれにおける司法行政作用が適切に行われているか

②各機関の連携が十分に行われているか

→組織としての課題の発見

- とりまとめ

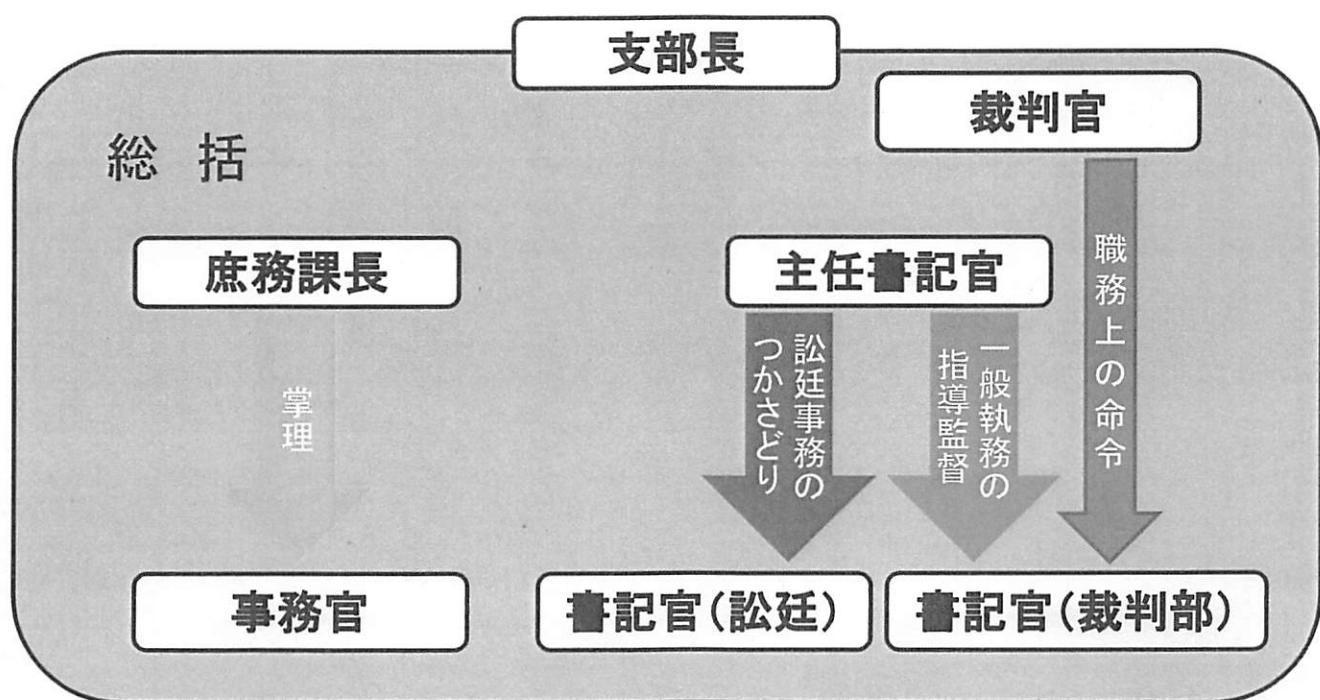
①機関内の課題解決の支援(課題の指摘や相談への対応)

②機関をまたがる調整(認識共有や解決方針の統一)

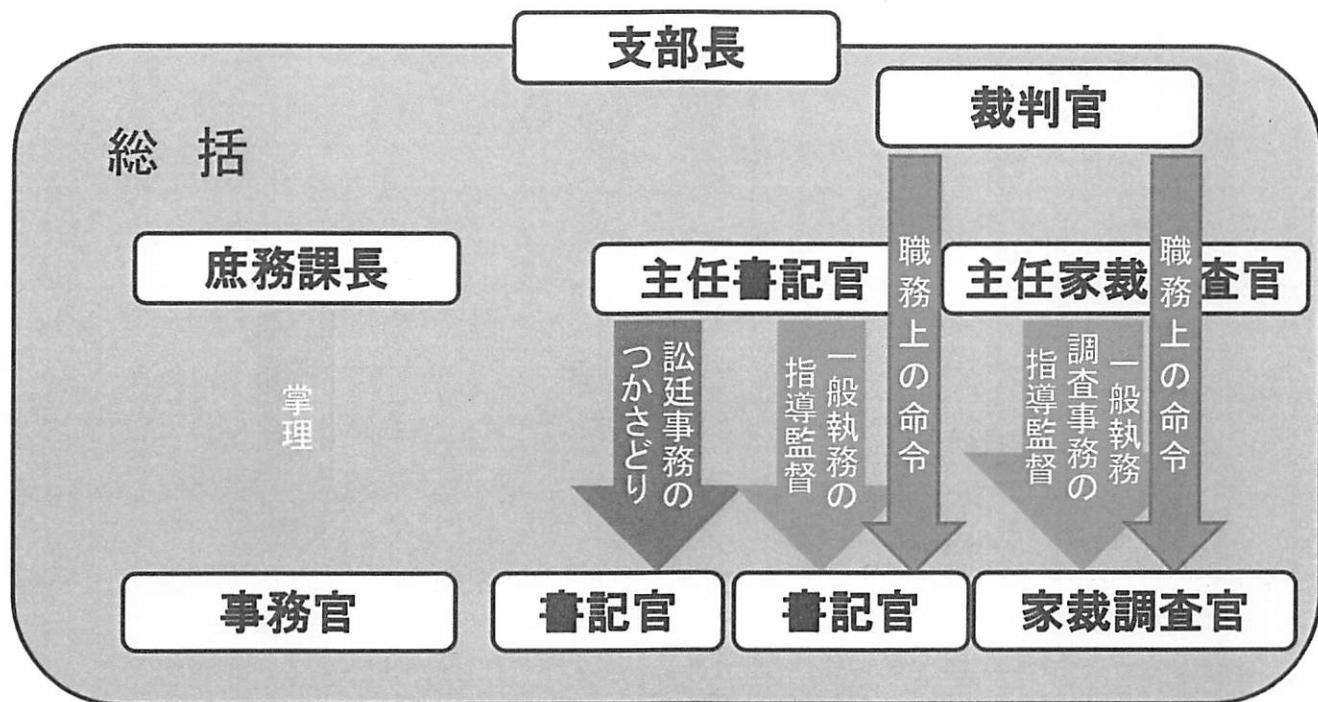
→支部内の連携をはかり、支部の機能を十分に発揮

→支部の全体状況を把握して本庁と連携

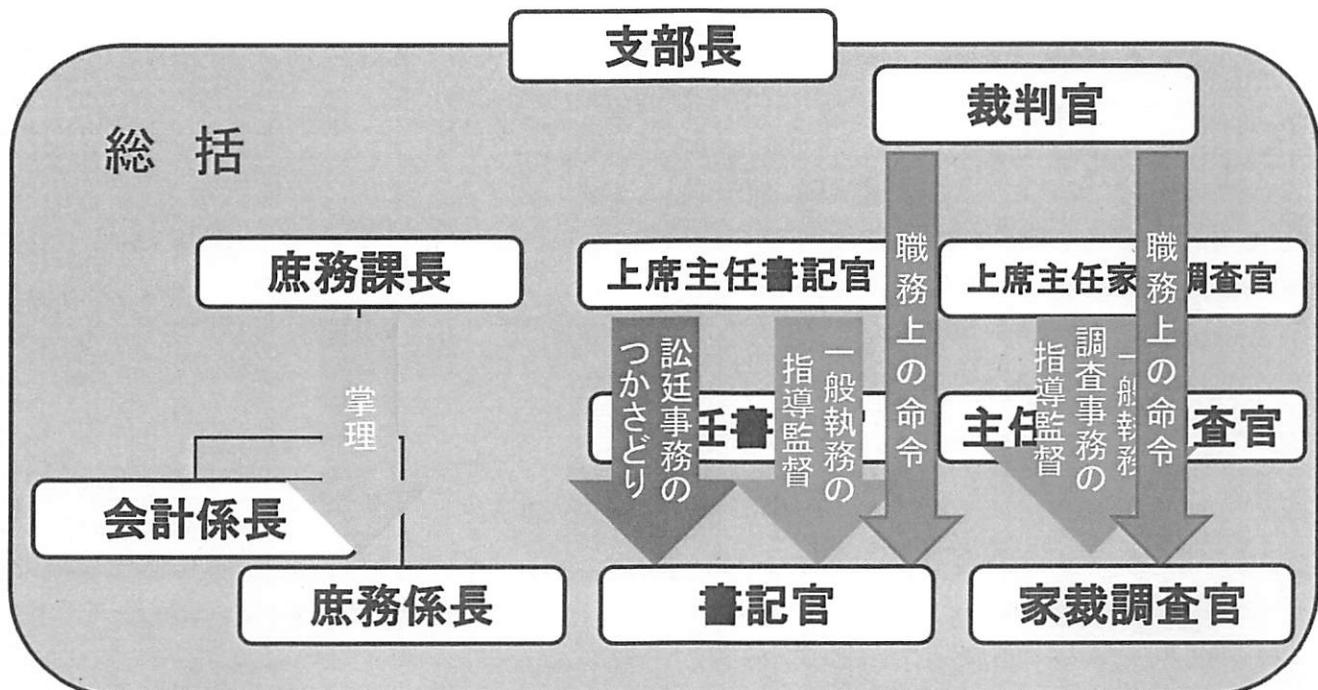
支部の組織(地裁)



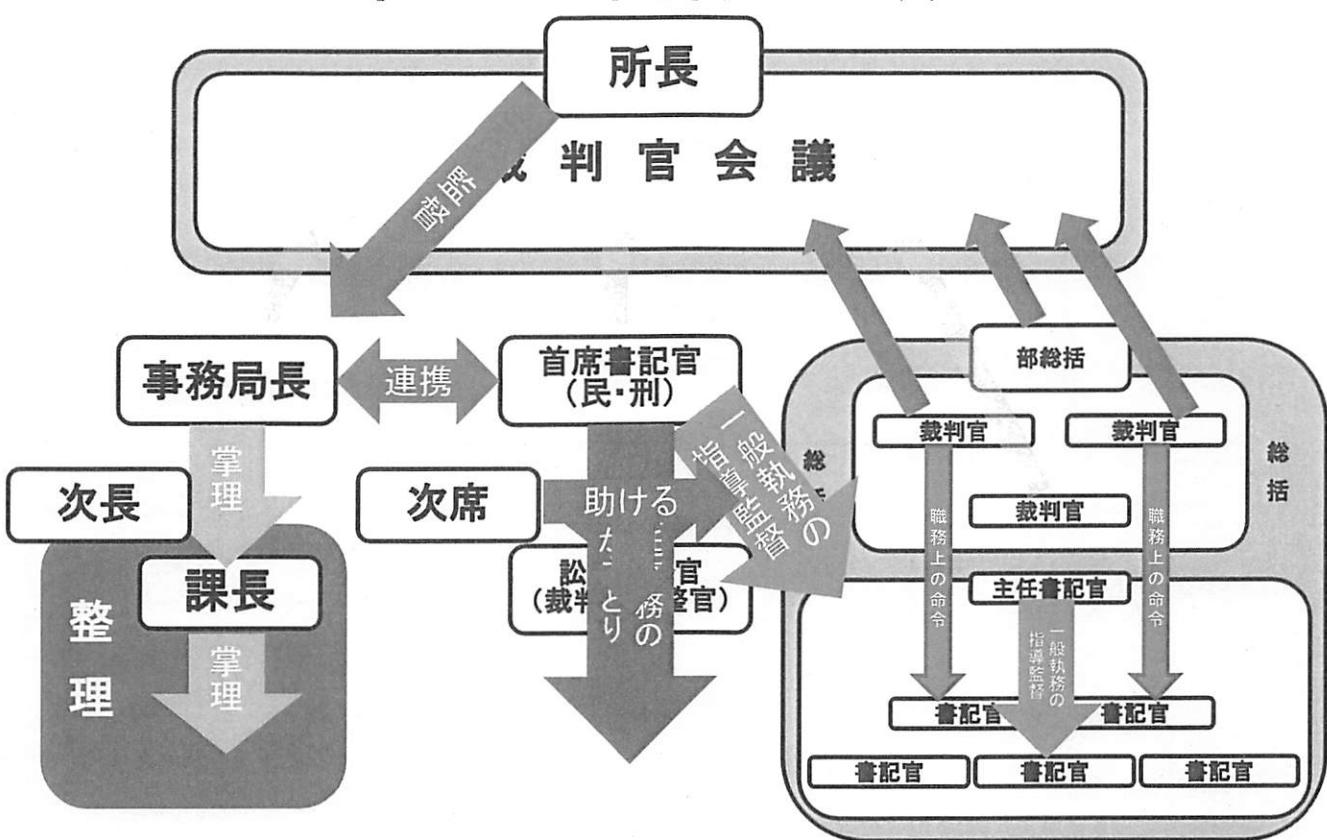
支部の組織(家裁)



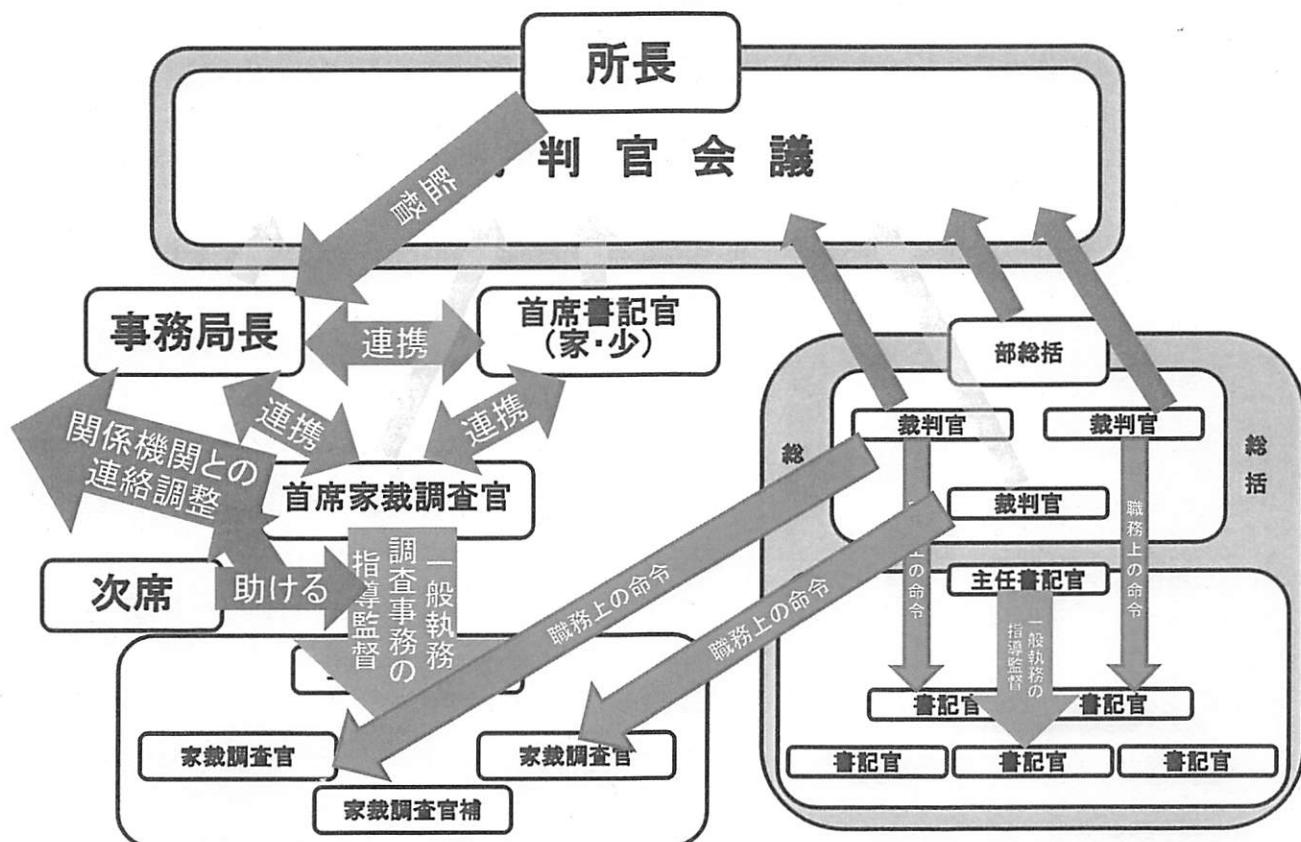
支部の組織(家裁)



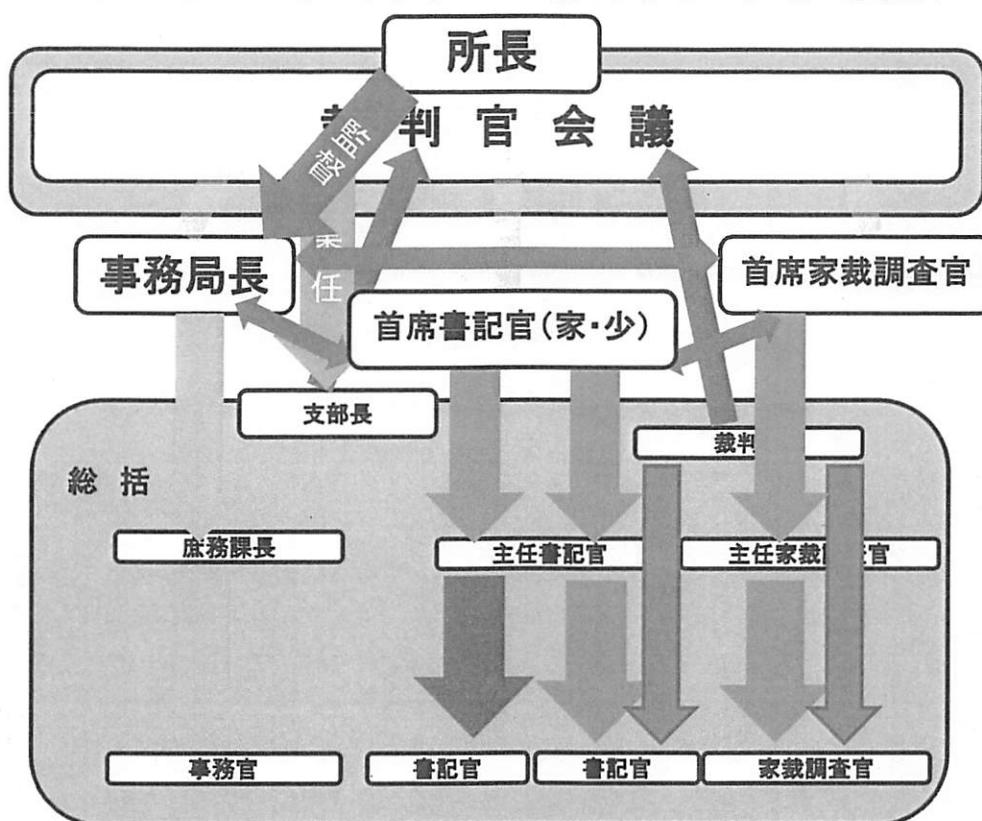
本庁の組織(地裁)



本庁の組織(家裁)



本庁と支部の関係(家裁)



まとめ

- ①支部の全体状況把握(実情把握)の対象
複数の機関(指揮命令や指導監督の系列)
- ②支部における調整・助成(とりまとめ)の方法
それぞれの系列の特徴に応じた調整・助成
- ③本庁・支部連携の第一歩
「力強い情報流通」
支部:系列の特徴を理解した情報流通
本庁:支部の構造を理解した情報流通

【平成29年度 支部長研究会】

【平成29年度 管理者研究会(支部運営)】

「共同研究」進行表

～支部運営における本庁との連携について～

～割り当てられた教室に着席してください。～

日	項目	時間	内容	備考
5/24 (水)	冒頭説明	12:00 ~ 12:30 (30分)	冒頭説明 「裁判所の組織」	大研究室 (司法研修所別館研修東棟3階)
	12:30 ~ 13:30 (60分) 昼休み・教室移動			
	班別討議	13:30 ~ 14:30 (60分)	導入説明 ～ 班別討議①	1 ~ 3班 第1演習室
		14:30 ~ 14:40 (10分)	休憩	4 ~ 6班 第2演習室
		14:40 ~ (約60分)	班別討議②	7 ~ 9班 第3演習室
		~ 16:15 (約35分)	班別討議③ ～ 振り返り	10 ~ 12班 第4演習室
	16:15 ~ 16:35 (20分) 休憩・教室移動			
全体討議		16:35 ~ 17:30 (55分)	全体討議・まとめ	大研究室 (司法研修所別館研修東棟3階)

(注) 1 「全体討議」の座席は、講演と演習「マネジメントの基礎理論」のときと同じです。

2 「班別討議」のパートは、4教室に分かれて行います(司法研修所別館東棟3階)。

割り当てられた教室へ移動してください。



[班別討議①開始前配布]

【平成29年度 支部長研究会】

【平成29年度 管理者研究会（支部運営）】

「共同研究」設題シート

[Redacted]	
(1)	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
(2)	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]

[班別討議②開始時配布]

【平成29年度 支部長研究会】

【平成29年度 管理者研究会（支部運営）】

「共同研究」設題シート：その2

A horizontal bar chart consisting of eight solid dark grey bars of varying lengths. The bars are arranged vertically from top to bottom. The top bar is the longest, followed by the fourth bar. The fifth bar is the shortest. The other four bars fall in between in descending order of length from top to bottom.

[班別討議③開始時配布]

【平成29年度 支部長研究会】

【平成29年度 管理者研究会（支部運営）】

「共同研究」設題シート：その3

Term	Percentage (%)
The Internet	98
Cyberbullying	95
Hacking	92
Phishing	88
Malware	85
Data Breach	82
Encryption	78
Digital Privacy	75
Net Neutrality	72
Cybersecurity	68

[討議開始前配布 1～6 班] (※共同研究終了後回収)

【平成 29 年度 支部長研究会】

【平成 29 年度 管理者研究会（支部運営）】

「共同研究」事例シート

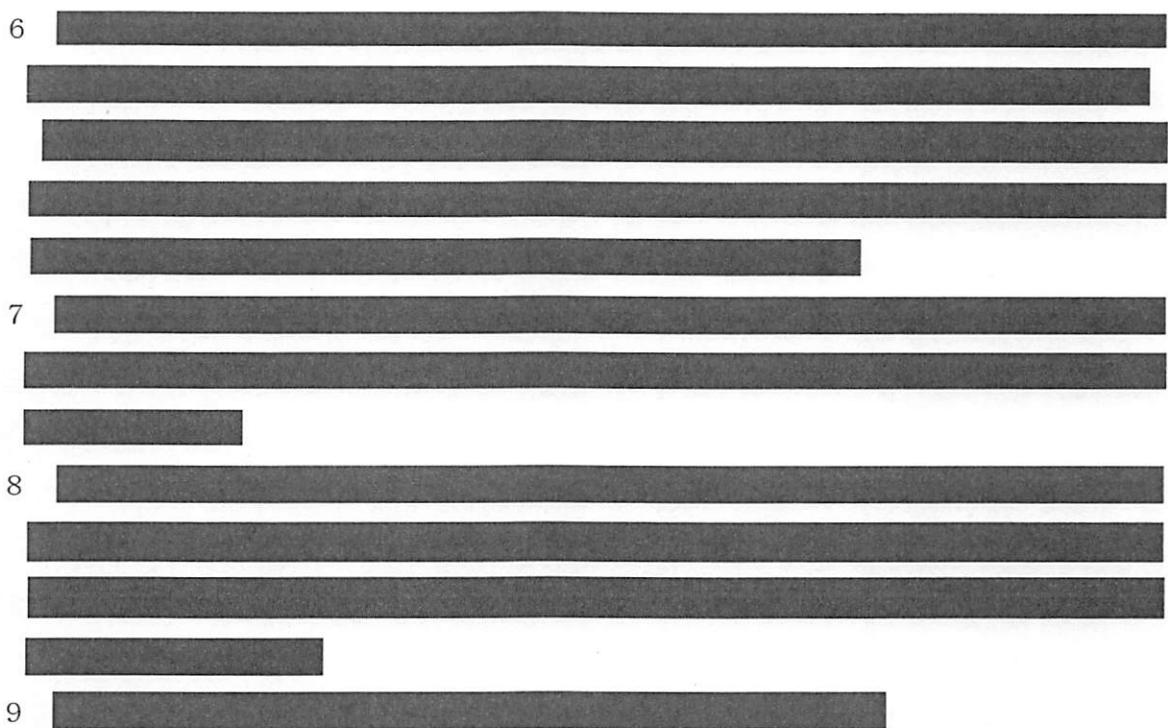
1

2

3

4

5



[討議開始前配布 7～12 班] (※共同研究終了後回収)

【平成 29 年度 支部長研究会】

【平成 29 年度 管理者研究会（支部運営）】

「共同研究」事例シート

1	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
2	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
3	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
4	[REDACTED]
	[REDACTED]
5	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]



[討議開始時配布 1～6 班] (※共同研究終了後回収)

【平成 29 年度 支部長研究会】

【平成 29 年度 管理者研究会（支部運営）】

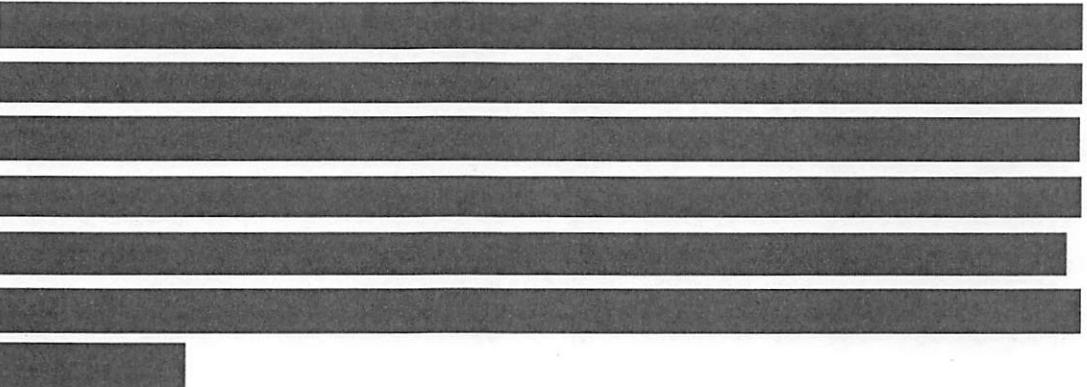
「共同研究」事例シート：その 2

10

11

12

13



[討議開始時配布 7～12 班] (※共同研究終了後回収)

【平成29年度 支部長研究会】

【平成29年度 管理者研究会（支部運営）】

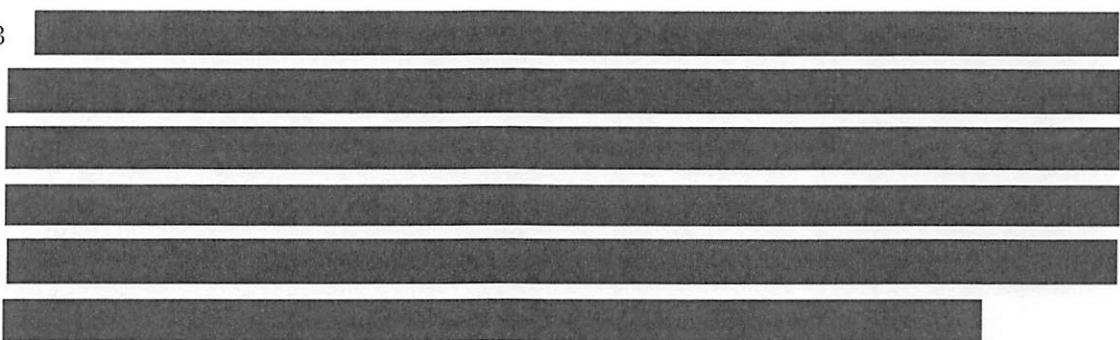
「共同研究」事例シート：その2

1 0

1 1

1 2

13



【平成29年度 支部長研究会】

【平成29年度 管理者研究会（支部運営）】

振り返りシート ~ 全体討議、帰庁後の実践に向けて ~

1

2

人権擁護について (平成29年度支部長研究会)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENまる君



平成29年5月25日
法務省人権擁護局長 萩本 修

1

目次

- 第1 はじめに
- 第2 法務省の人権擁護機関の仕組み
- 第3 法務省の人権擁護機関の活動
 - 人権救済活動
 - 人権啓発活動
- 第4 人権擁護行政の現状と課題
 - 人権擁護行政の沿革
 - 人権擁護行政を巡る最近の動き

2

第1. はじめに

3

○ 人権とは？



○ 人権感覚とは？

○ 人権課題

・主な17の人権課題

・昨今の重要課題

4

主な17の人権

女性	北朝鮮当局によって拉致された被害者等
子ども	ホームレス
高齢者	性的指向
障害のある人	性自認
同和問題	人身取引(トラフィッキング)
アイヌの人々	東日本大震災に起因する人権問題
外国人	等
HIV感染者・	・
刑を終えて出所した人	・
犯罪被害者等	・
インターネットによる人権侵害	・ 関係機関との連携・協力

5

昨今の重要課題

■ 子ども

■ インターネットによる人権侵害

■ 障害のある人

2020年東オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、
を推進し、
を実現する

■ 外国人

■ LGBT (性的指向・性同一性障害・)

6

第2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

7

法務省の人権擁護機関の所掌事務

法務省設置法(平成11年法律第93号)

(所掌事務)

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 26 に係る 並びに被害の 及び予防に關すること
- 27 及び民間における人権擁護運動の助長に關すること
- 28 人権擁護委員に關すること
- 29 に關すること

国家と人権

国連は、人権の促進と保護に関する国の責務について、何と言っているか？

■ 人権を する

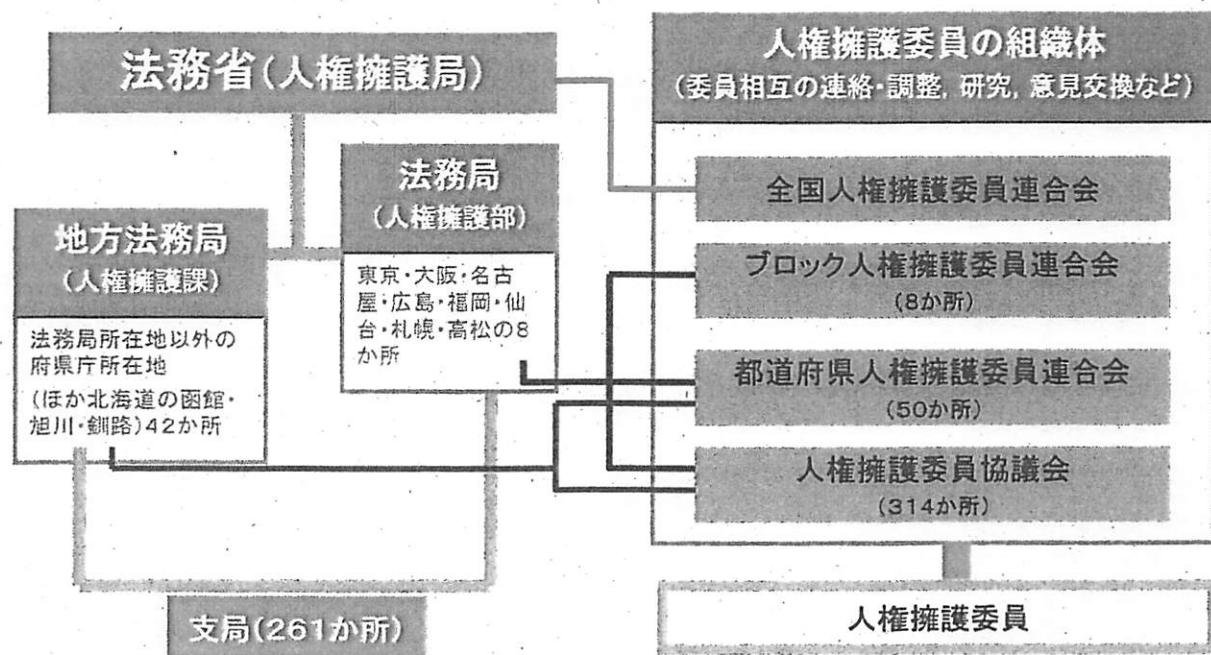
■ 人権を する

■ 人権を する

9

法務省の人権擁護機関

法務省の人権擁護機関の組織図(平成29年1月1日現在)

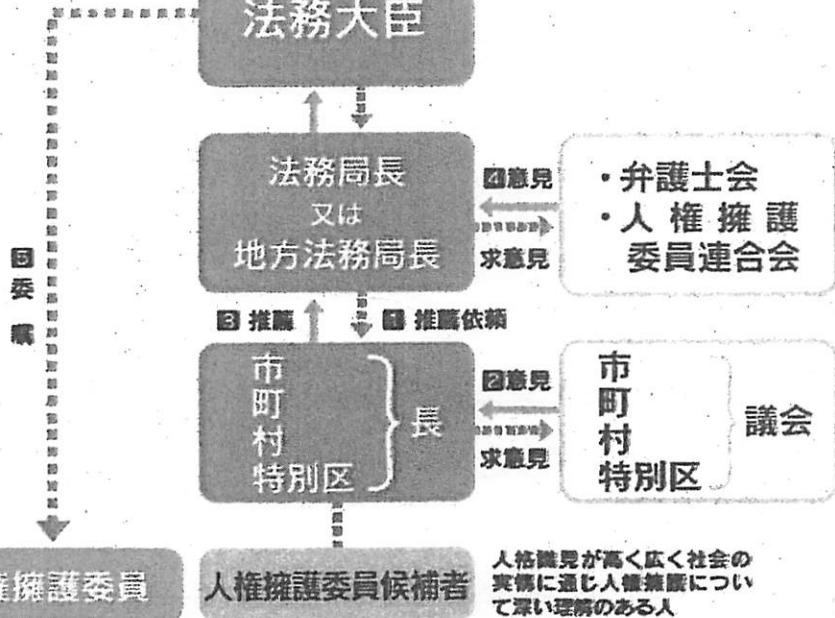


10

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員

全国で約
任期 年



11

ご存じですか？？
人KENまもる君、あゆみちゃん

- 漫画家やなせたかしさんのデザイン。
- 人権の大切さを親しみやすいキャラクターを通じて伝えようとするもの。
- 法務省の人権擁護機関及び人権啓発活動ネットワーク協議会が行う啓発広報活動に寄与



12

第3. 法務省の人権擁護機関の活動

13

法務省の人権擁護機関の業務

1. 人権救済活動

～過去・現在の特定の人権侵害の救済

(1) 人権相談

(2) 人権侵犯事件の調査処理

2. 人権啓発活動

～将来の人権侵害の予防のための不特定人への働きかけ

1. 人権救済活動

(1) 人権相談

- 常設人権相談所
- 特設人権相談所
- みんなの人権110番 (0570-003-110)
- 女性の人権ホットライン (0570-070-810)
- 子どもの人権110番 (0120-007-110)
- 子どもの人権SOSミニレター
- インターネット人権相談受付窓口
- 外国人のための人権相談所

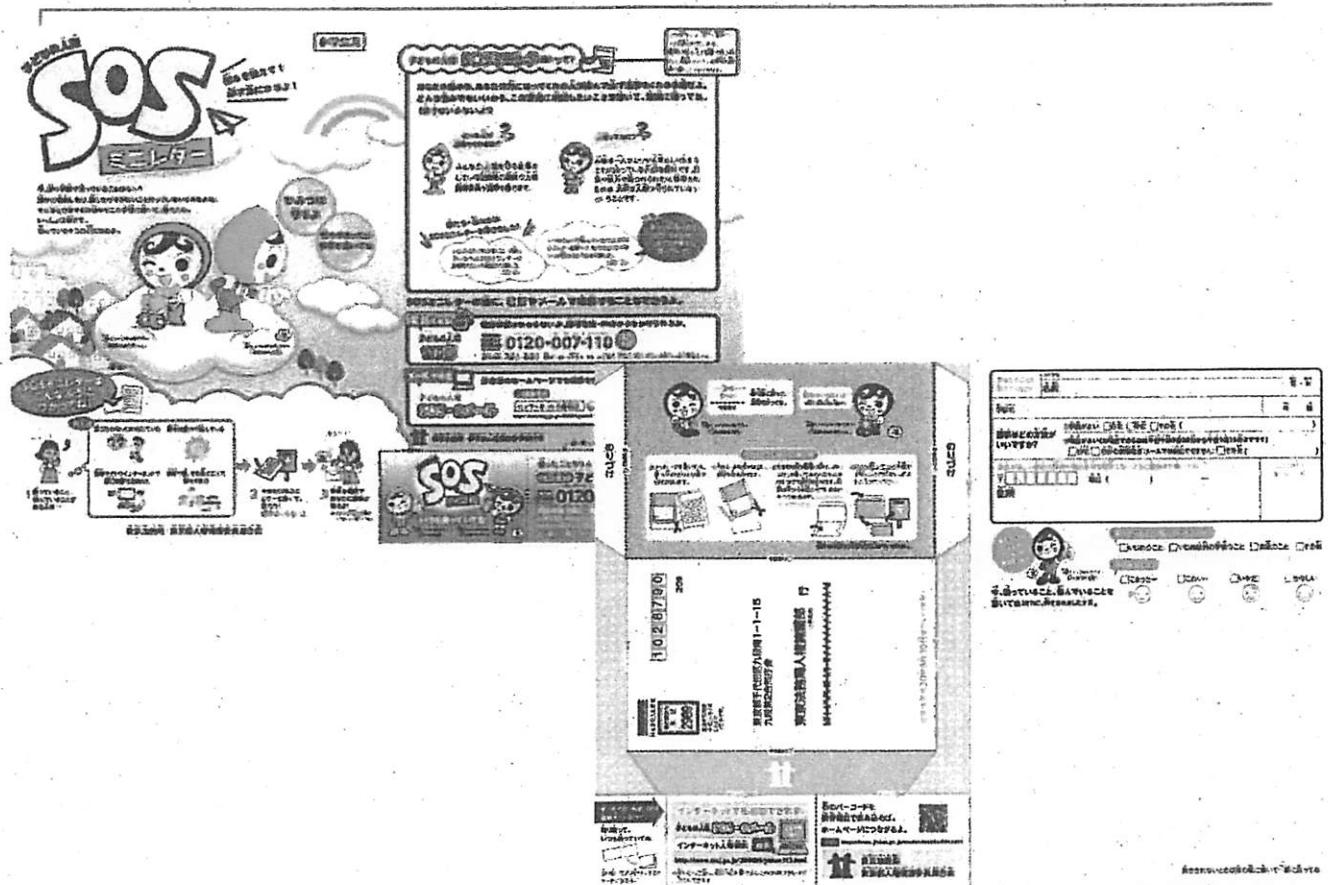
(英語、中国語、韓国語、

語、

語、

語)

15



16

1. 人権救済活動

(2) 人権侵犯事件の調査処理

被害の申告等

↓ 人権侵犯による被害 or 被害のおそれ → 立件

調査

処理 (措置=援助、調整、要請、説示、勧告等)

* 処理結果の通知

17

例: インターネット事案

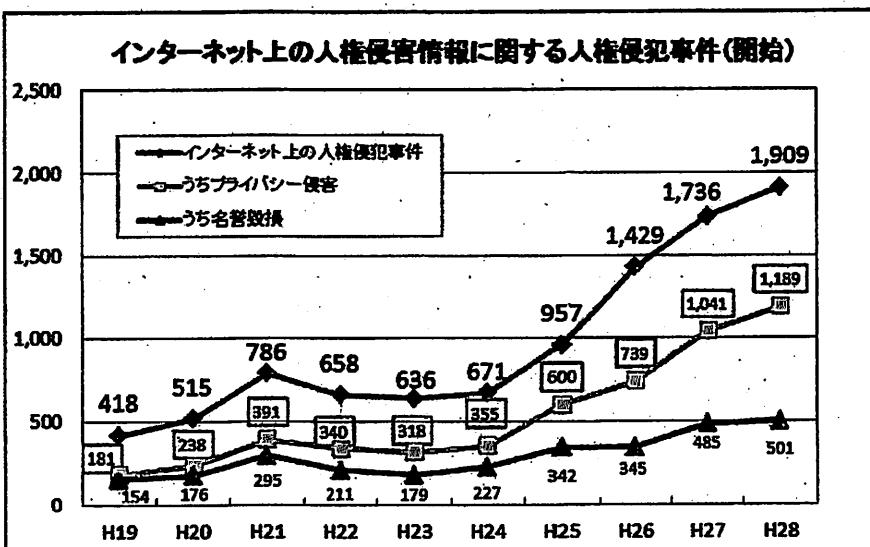
名誉毀損

プライバシー侵害 肖像権 忘れられる権利?

☆識別情報の摘示

【措置】 相手方(書込みをした人)に対し →

第三者(プロバイダ等)に対し →



18

2. 人権啓発活動

「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいう。」

(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)

- 法務省の人権擁護機関が行う人権啓発活動
 - ・ 人権擁護機関の存在、その活動、人権課題の周知を図る活動
 - ・ 人権課題について理解を深め、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようにするための活動

19

人権啓発の意義・目的

(人権教育・啓発に関する基本計画第2章、3(1))

- ・ 国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようすること
- ・ 「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権が侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすること

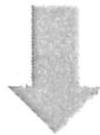
20

平成29年度啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

～ 考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう 違いを認め合う心～



21

啓発活動強調事項

- ①「女性の人権を守ろう」
- ②「子どもの人権を守ろう」
- ③「高齢者の人権を守ろう」
- ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑤「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」
- ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑦「外国人の人権を尊重しよう」
- ⑧「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑨「刑を終えて出所した人にに対する偏見や差別をなくそう」
- ⑩「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」
- ⑪「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」
- ⑫「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- ⑬「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」
- ⑭「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑮「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑯「人身取引をなくそう」
- ⑰「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」

22

人権啓発活動の具体例

- シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会等の開催
- スポーツ組織や民間企業と連携協力したイベントの実施
- 全国中学生人権作文コンテストの実施
- 人権教室の実施
- 人権の花運動
- 人権啓発冊子・DVD・ポスター・チラシ等の作成
- 様々な媒体（テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等）の利用

23

啓発活動の様子

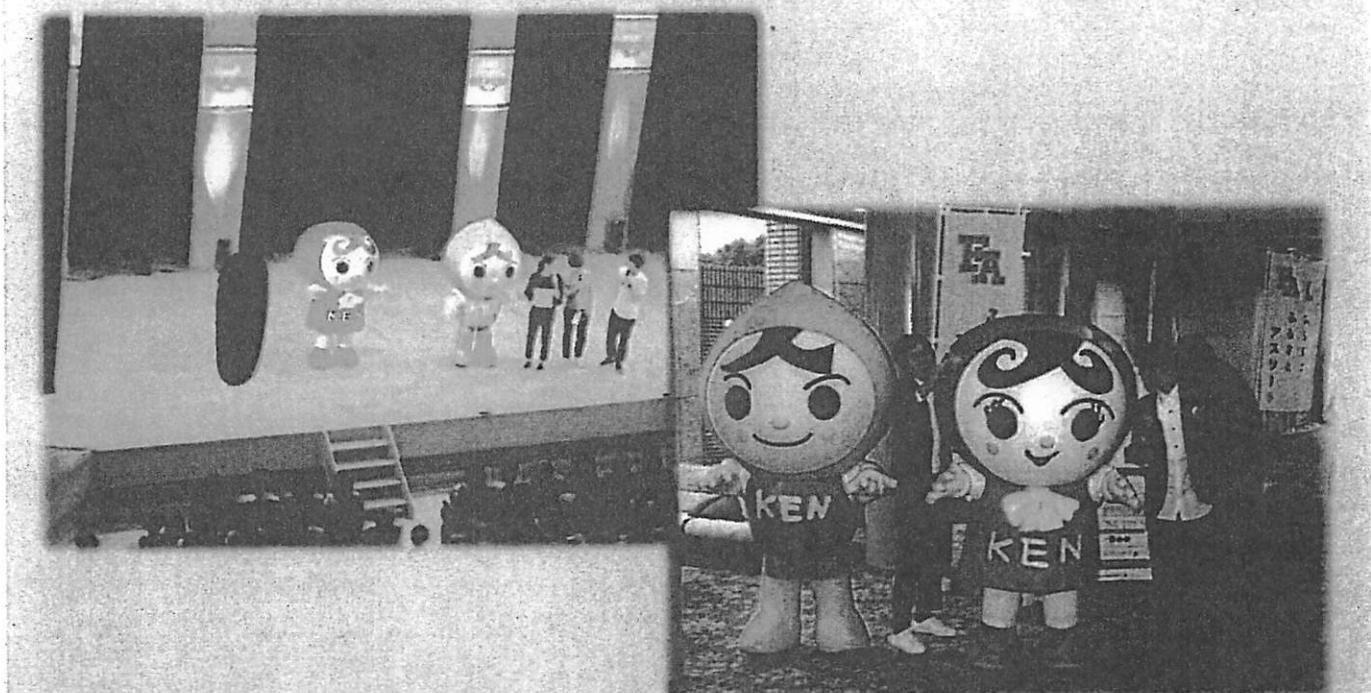
スポーツ団体とのタイアップ



24

啓発活動の様子

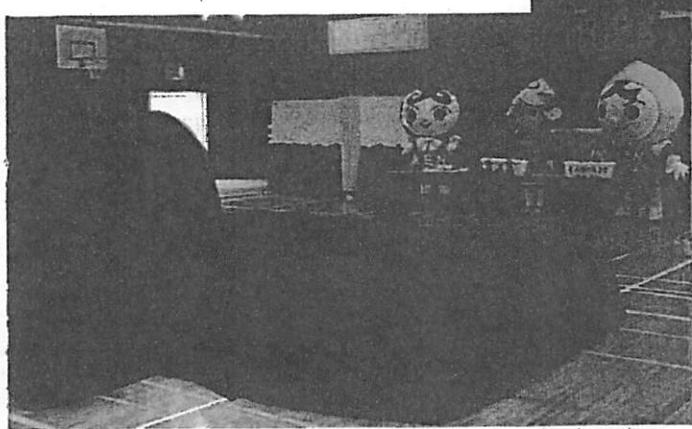
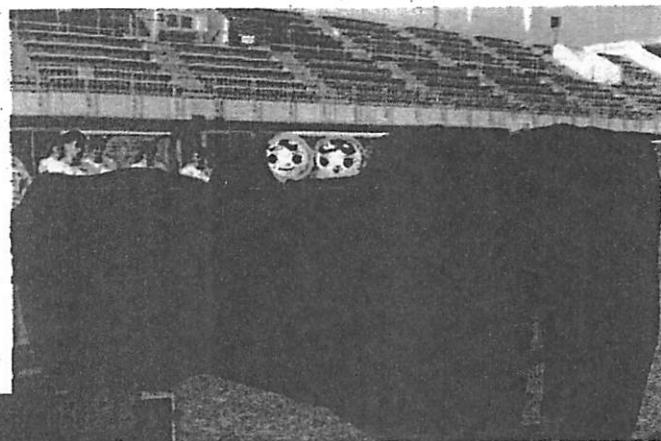
吉本興業とのタイアップ「週末よしもと」



25

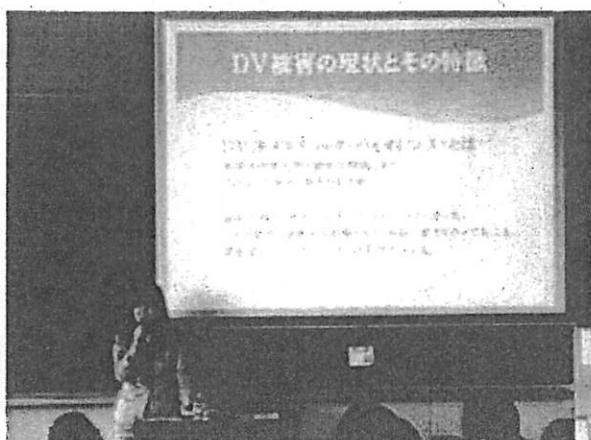
啓発活動の様子

人権教室

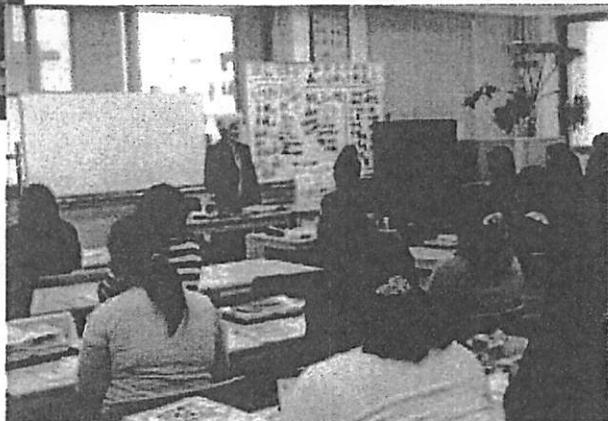


26

啓発活動の様子



大学におけるデートDV講座

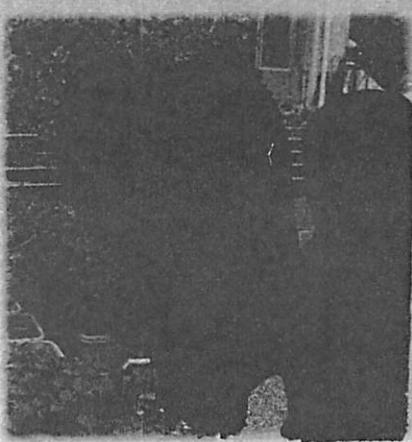
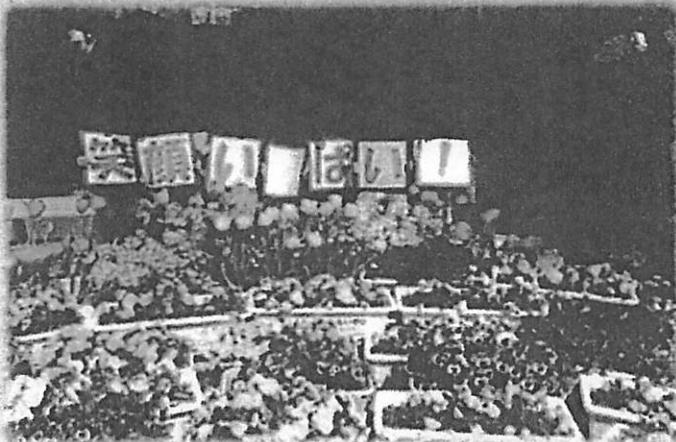


企業研修における風景

27

人権の花運動

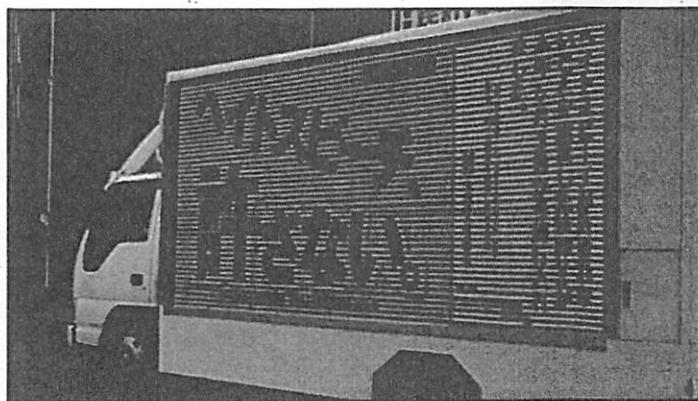
生命の尊さを実感
豊かな心を育み、優しさと
を体得する



28

啓発活動の様子

ヘイトスピーチ啓発



29

みんなで築こう 人権の世紀

考え方よ 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心

人権推進会員はあなたの街の相談パートナーです。
人権に関する知識でお悩みの方は、人権相談員または下記まで。

みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110
子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110
女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html> リンク・アンド・シェア
携帯電話から http://www.moj.go.jp/SOUDAN/JINKEN/index_113.html

小人権デジタルコンサルタント <http://www.moj.go.jp/JINKEN/policy/0001.html> 小人権ライブリー <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

みんなで築こう 人権の世紀

12月10日は
人権デーです。

第68回
人権週間

12月4日～10日

考え方よ 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心

法務省では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110
子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110
女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html> リンク・アンド・シェア
携帯電話から http://www.moj.go.jp/SOUDAN/JINKEN/index_113.html

小人権デジタルコンサルタント <http://www.moj.go.jp/JINKEN/policy/0001.html> 小人権ライブリー <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

† 法務省人権問題課・企画人権問題委員会連合会

† 法務省人権問題課・企画人権問題委員会連合会

30

第4. 人権擁護行政の現状と課題

31

人権擁護行政の沿革

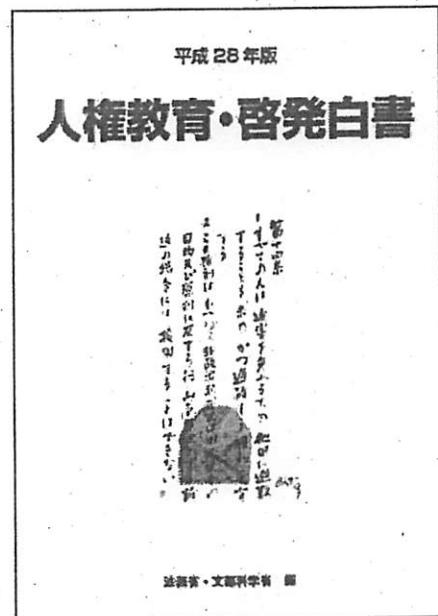
- S 2 4 人権擁護委員法
(S 4 0 同和対策審議会答申)
- S 4 4 同和対策事業特別措置法（10年時限法） S 5 4 (3年延長)
↓ (S 5 6 同和対策協議会意見具申)
- S 5 7 地域改善対策特別措置法（5年時限法）
↓ (S 6 1 地域改善対策協議会意見具申)
- S 6 2 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
(5年時限法) H 4 (5年一部延長) H 9 (5年経過措置)
↓ (H 8 地域改善対策協議会意見具申)
- H 9 人権擁護施策推進法（5年時限法） →人権擁護推進審議会
 - ・ H 1 1. 7 人権教育・人権啓発に関する施策の総合的な推進（1号答申）
 - ・ H 1 3. 5 人権救済制度の在り方（2号答申）
 - ・ H 1 3. 12 人権擁護委員制度の改革（2号追加答申）
↓
- H 1 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- H 1 4 人権教育・啓発に関する基本計画
(H 2 3 一部変更)

H14(自公政権)人権擁護法案
H24(民主党政権)人権委員会
設置法案

32

ご存じですか？年次報告 (人権教育・啓発白書)

- 每年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について報告
(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条)
- 同じ内容のものを「人権教育・啓発白書」として刊行



33

人権擁護行政を巡る最近の動き

- 国会の動向
 - いわゆる障害者差別解消法 =H28.4.1施行
 - いわゆるヘイトスピーチ解消法 =H28.6.3施行
 - いわゆる部落差別解消推進法 =H28.12.16施行
 - いわゆるLGBT法案(野党提案、継続審議中)
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
- 国際的な動き
 - 各種の人権条約、UPR 2008年～
 - ビジネスと人権(ラギー原則) 2011年
 - 持続可能な開発目標(SDGs) 2015年

34

社会情勢に応じた啓発活動 1

— 外国人の人権に関する啓発 —

- 外国人の入国者は増加傾向
 - ・平成28年 2,322万人（過去最高）※再入国者を含む
- 外国人の人権に関する様々な事案が発生
 - ・飲食店などでの「外国人お断り」
 - ・デモ等における特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）
 - ・Jリーグサポーターによる外国人差別と受け取られかねない横断幕の掲示等

35

H27
キャッチコピー
コンテスト
優秀作品



36

社会情勢に応じた啓発活動 2

— ネット時代に対応した啓発 —

- インターネットの
が多発
- の強さ、
深刻化
- スマートフォンの普及に伴い、特に青少年層
を中心インターNett上のトラブルが多発
(他人の名誉・プライバシー・肖像権を侵害
する書き込み、自分の個人情報・プライバ
シーの安易な掲載など)
- を悪用した人権問題
の高さから被害が

37

- ・ビデオギャラリー
「インターネットと人権
被害者にも加害者にもならないために」

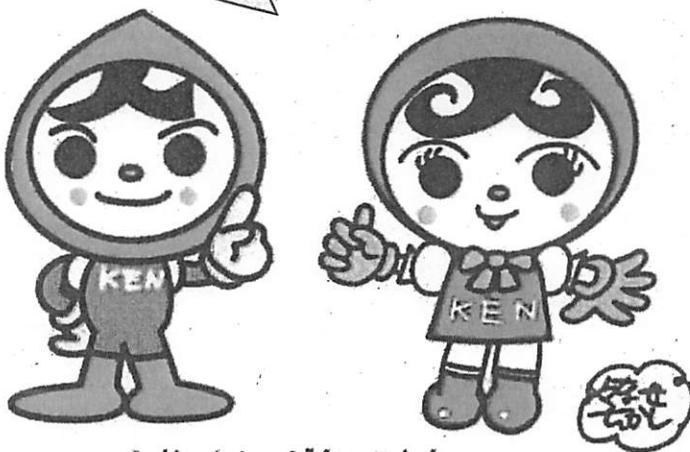


- ・NTTドコモなど携帯電話会社等と
連携した人権教室の実施
- ・啓発教材「あなたは大丈夫?
考え方! インターネットと人権」
→全国の高校1年生等に配布



38

人権擁護に深い御理解を！
(人権擁護活動は「 」)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん